

統合幕僚監部における契約審査会に関する達を次のように定める。

平成25年2月19日

統合幕僚長 空将 岩崎 茂

改正 平成26年3月26日 統合幕僚監部達7号

改正 令和2年6月26日 統合幕僚監部達3号

### 統合幕僚監部における契約審査会に関する達

#### 目次

- 第1条 設置
- 第2条 構成
- 第3条 審査を行う対象
- 第4条 審査事項
- 第5条 審査会の開催
- 第6条 調達要求書等の送付
- 第7条 審査会における説明
- 第8条 審査会の運営
- 第9条 審査の決定
- 第10条 審査結果
- 第11条 その他

#### 附則

##### (設置)

第1条 統合幕僚監部の支出負担行為担当官及び契約担当官（以下「契約担当官等」という。）が締結する契約の適正化及び低入札価格調査（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第86条に定める調査）の適正な実施を図るため、統合幕僚監部に契約審査会（以下「審査会」という。）を置く

##### (構成)

第2条 審査会における会長及び委員の構成は次のとおりとし、会長は必要に

応じ関係者を出席させ、意見を述べさせることができるものとする。

- (1) 会長 総務課会計室長
- (2) 幹事 総務課会計室契約係長
- (3) 委員 総務課会計監査官  
 総務課会計室経理・調達グループ長  
 総務課会計室予算グループ執行係長  
 総務課会計室補給係長  
 総務課会計室原価計算係長  
 その他会長が指定する者

2 幹事は、会長の命を受け、審査会の事務を処理するものとする。また、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員が会長の職務を行う。

( 審査を行う対象)

第3条 審査会は次の各号に掲げる審査を行う。

- (1) 調達要求又は契約の要求を発議する部長等若しくはその指定する者（以下「調達要求元」という。）が次のアからウに該当する調達を行う場合
  - ア 調査研究等（契約の目的に係る行政事務に関する情報の収集整理若しくは課題の特定、選択肢の作成評価、要求要件の定義その他の検討又は当該収集整理若しくは検討に係る補助、支援、助言、提言等に関する業務をいい、調達要求又は入札公告等において「調査」又は「調査研究」の語を用いないものを含む。）
  - イ 契約相手方に部内限り若しくは注意の情報（電子計算機情報を含む。）を提供すること、又は秘密、特別防衛秘密及び特定秘密を取り扱わせることを伴う場合
  - ウ プログラム若しくはソースコードを導入された電子部品、機器等が組み込まれた装備品等（構成品、試作品等を含むカタログ品以外のもの。以下同じ。）若しくはソフトウェアその他の電子計算機情報（以下「IT利用装備品等」という。）の調達又はIT利用装備品等に係る役務
- (2) 前号を一般競争の総合評価落札方式に付した場合又は随意契約によつた場合の応札予定者に関する事又は落札業者に関する事。
- (3) 指名競争に付する場合
  - ア 1件の調達要求金額又は予定価格が500万円を超える工事又は製造をさせるとき。

イ 1件の調達要求金額又は予定価格が300万円を超える財産を買い入れるとき。

ウ 1件の調達要求金額又は予定価格の年額又は総額が160万円を超える物件を借り入れるとき。

エ 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその調達要求金額又は予定価格が200万円を超えるとき。

オ 1件の調達要求金額又は予定価格が100万円を超える財産を売り払うとき。

カ 1件の調達要求金額又は予定価格が50万円を超える物件を貸し付けるとき。

#### (4) 随意契約による場合

ア 1件の調達要求金額又は予定価格が250万円を超える工事又は製造をさせるとき。

イ 1件の調達要求金額又は予定価格が160万円を超える財産を買い入れるとき。

ウ 1件の調達要求金額又は予定価格の年額又は総額が80万円を超える物件を借り入れるとき

エ 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその調達要求金額又は予定価格が100万円を超えるとき。

オ 1件の調達要求金額又は予定価格が50万円を超える財産を売り払うとき。

カ 1件の調達要求金額又は予定価格が30万円を超える物件を貸し付けるとき。

キ 企画競争によるとき

#### (5) 公募に付する場合

(6) 契約担当官による低入札価格の調査の結果、審査会に対して意見を求める場合

(7) その他、会長が必要と認めるものについては審査の対象とすることが出来るものとする。

(8) 会長が審査する必要がないと認めたもの及び特別の事由により審査する必要がないと認めたもののほか、次の場合については審査を行わないことができる。

ア 長期継続契約

長期にわたって、契約を締結する形式で処理され、契約単価に基づいた支払の段階において支出負担行為として整理されるもの

イ 不落随契

競争に付しても入札者がいないとき、落札しないとき又は再度入札手続を行っても納入期限に間に合わなかったりする場合のもの

ウ 既に審査されたものと同一の案件

(審査事項)

第4条 審査会における審査は、次の各号に掲げる事項に関し行うものとする。

- (1) 第3条第1号に掲げる事項の調達要求を行う場合の総合評価落札方式の適用の可否
- (2) 総合評価落札方式による場合の評価実施要領、応札資料作成要領及び評価手順書の内容に関する事。
- (3) 第3条第1号ア及びイに掲げる事項の契約を行う際の業務従事者リスト履歴資料及び保護すべき情報等の取扱いに関する資料（以下「従事者リスト等」という。）の内容に関する事。
- (4) 第3条第1号ウに掲げる事項の契約を行う際の契約履行内容、契約履行方法及びサプライチェーン・リスクに対応するための履行体制並びに品質管理体制（契約履行過程の障害等リスクを含む。）に関する事。
- (5) 総合評価落札方式を実施した際の応札業者に対する調達要求元の技術点の審査結果
- (6) 指名競争又は随意契約の方式の採用の適否に関する事。
- (7) 企画競争により調達要求を実施する場合の実施の可否、評価基準、評価要領等に関する事。
- (8) 選定若しくは指名しようとする相手方及び選定の理由に関する事。
- (9) 公募に付す場合の可否、公募参加条件に関する事。
- (10) 要求書及び仕様書の記載内容に関する事。
- (11) 調達要求時期の適否
- (12) 前各号に掲げる事項のほか、会長が必要と認める事項  
(審査会の開催)

第5条 審査会は、第3条に規定する審議対象が発生の都度、審査会を招集して、これを開催するものとする。

2 緊急を要するため、若しくは会長及び委員の全員が認めた場合は、審査

会を持ち回りによる審議とすることができる。

(調達要求書等の送付)

第6条 調達要求元は、審査会に付議する調達要求書又は契約の要求に関する書類の原議及び会長の要求するその他書類を、当該審査会の開催までに幹事に送付するものとする。

(審査会における説明)

第7条 調達要求元は、審査会に対して当該要求に係る概要及び第4条に規定する審議項目その他必要事項を説明をしなければならない。

2 総合評価落札方式に付する場合は、調達要求元が第4条第2号に示す資料を作成した後説明をしなければならない。

3 第3条第1号ア及びイの事項については、入札若しくは見積り合わせ（以下「入札等」という。）以前に、応札予定者より契約担当官等を通じて提出のあった従事者リスト等の内容を確認し、審査会に対して説明をしなければならない。また、審査会の承認を得た後の手続きは別に定める。

4 第3条第1号ア及びイの入札等を行った場合、調達要求元は契約担当官等を通じて落札業者より、提出のあった従事者リスト等の説明をしなければならない。

5 第3条第1号ウの入札等を行った場合、調達要求元は契約担当官等を通じて、落札業者より提出のあった契約履行内容、契約履行方法及びサプライチェーン・リスクに対応するための履行体制並びに品質管理体制（契約履行過程の障害等リスクを含む。）について説明をしなければならない。

6 契約担当官等が低入札価格の調査を行った場合、調達要求元は、調査結果について当該業者の履行能力等の可否についての説明をしなければならない。

7 前各号に掲げる事項のほか、会長が必要と認める事項

(審査会の運営)

第8条 審査会の運営は、次のとおりとする。

(1) 会長は、審査会を主宰する。

(2) 審査会は、原則として委員全員の出席をもって審査をするものとする。

ただし、委員が欠けたとき、又はやむを得ず出席できないときは、その代理者を出席させるものとする。

(審査会の決定)

第9条 審査会の決定は、原則として出席委員の全員一致によるものとし、可

否が分かれた場合は、会長の裁決による。

(審査結果)

第10条 会長は審査結果を取りまとめ、別紙様式による議事録を作成し、参加者の確認を受けるものとする。また、持ち回りによる審議の場合も同様とする。

2 議事録については、関係資料とともに5年間保存するものとする。

(その他)

第11条 契約審査会の承認を経た物品(図書)調達要求書、役務調達要求書及び物品修理調達要求書に新たに設ける契約審査会(省略)欄に必要な記載を行うものとする。

附 則

1 この達は、平成25年3月1日から施行する。

2 統合幕僚監部における契約審査会に関する達(平成18年統合幕僚監部達第11号)は廃止する。

附 則〔平成26年3月26日 統合幕僚監部達第7号〕

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則〔令和2年6月26日 統合幕僚監部達第3号〕

この達は、令和2年7月1日から施行する。

別紙様式（第10条関係）						
会 長	委 員					幹 事
	会 計 監 査 官	経 理 調 達 Gp 長	予 算 執 行 係 長	Gp 補 給 係 長	原 価 計 算 係 長	契 約 係 長
第〇回契約審査会議事録						
審 議 事 項						
日 時						
場 所						
参 加 者						
審 議 内 容						
<p>※ 内容の参考例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全般 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査に付する理由等</li> <li>・ 審査に付する調達要求内容、契約内容等</li> <li>・ その他必要事項</li> </ul> </li> <li>○ 指名競争契約又は随意契約の適否に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約方式の選定、理由等</li> <li>・ 指名(選定)相手方、理由等</li> <li>・ 根拠法令適用条項</li> <li>・ その他必要事項</li> </ul> </li> <li>○ 調達要求書、仕様書等の内容の適否に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調達要求書、仕様書等の内容の適否に関する事項</li> <li>・ その他必要事項</li> </ul> </li> <li>○ 選定しようとする相手方、選定理由及び根拠法令の適用条項並びに契約方式、契約内容等に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選定相手方、理由等</li> <li>・ 根拠法令適用条項等</li> <li>・ 契約方式の適否、理由等</li> <li>・ 契約内容の適否、理由等</li> <li>・ その他必要事項</li> </ul> </li> </ul>						
議 決						